人のとなりに



合同会社 情熱家代表
本村 修さん（写真左）
田原 千穂子さん（写真右）

障害のある人の就労支援と農業を掛け合わせた「農福連携」を中心に、古民家カフェの経営や資源循環の取り組みなどを行う合同会社情熱家。活動を通して地域と人をつなぐ二人の思いに寄り添う。

「人のとなりに」とは…
文字通り、その人の隣にいて、思いに寄り添うことや人柄を表す言葉「人となり」をイメージしたコーナーで、人物や活動の紹介だけでなく、その人の思いにスポットを当てることを目的としています。

「できること」を生かし、人が集まる場所へ

福祉の仕事を通じて出会った本村さんと田原さん。本村さんが立ち上げた障害者施設で田原さんが働き始めたことをきっかけに出会い、二年間共に働く中で、自分たちがやりたいことができる場所をつくりたいという思いが芽生え、現在の「情熱家」の設立へとつながった。

本村さんは、「目指したのは、一人一人の『できること』を生かし、役割を持てる場所。障害のある人だけでなく、地域の誰もが自然に集まれる場所だった」と話す。そんな思いを現在の高江未来学校で形にしていった。

情熱さえあれば、何でもできる

「情熱家」という名前には、『情熱さえあれば、何でもできる。いろいろな人が集まれる家のような場所を作りたい』という思いが込められているという。「大切にしているのは役割づくり。できないことを無理に頑張るのではなく、一人一人の得意なことやできることを見つけ、役割につなげていく」と話す田原さん。

そんな二人の活動の中心にあるのが「農福連携」である。障害のある人の就労支援と農業を組み合わせ、育てた野菜などをカフェの料理や加工品に活用する。

農業、福祉、カフェ、地域がつながることで、人が集まり、仕事が生まれ、そこから新たな活動や役割が生まれていく。「農福連携だからこそ、いろいろなことができる」と本村さん。

活動を通じて、大学教授を始め、さまざまな人との出会いも生まれた。現在では、竹炭を活用した土壌でサツマイモを栽培し、焼酎の原料として活用したり、食品残さ由来の堆肥を利用して米や野菜を育てたり、農業を軸にさまざまな資源を循環させている。



「またやってみたい」に変わった中学生

農福連携を通じた交流の一つが、中学生の職場体験だ。始めは緊張していた生徒たちも、農作業やカフェの仕事を体験する中で、少しずつ表情が変わっていったという。「『思っていた以上に難しかった。でも、またやってみたい』といった声があってうれしかった」と本村さんは、当時の様子を振り返る。地域の人から声を掛けてもらうなど、仕事だけでなく、地域の人との出会いも経験した。

田原さんは、「生徒の感想文で『優しい人がいるところには、優しい人が集まる』といった一文が印象に残った」と笑顔で話す。

生徒たちの体験は、農業や仕事だけでなく、人と人とのつながりや、地域の中で役割を持つことを感じる機会にもなった。

できることを、ちょこっとずつ

二人が目指すのは、障害のある人のためだけの施設ではない。誰もが自然に集まり、それぞれの役割を持てる場所だ。

農業を通して仕事が生まれ、仕事を通して人と出会い、出会いから新たな活動が生まれる。

「大きなことはできなくても、できることを、ちょこっとずつ。それがいいんです」と二人は笑顔でうなずき合う。

二人の出会いから始まった活動は、農業と福祉をつなぎ、人と人、そして人と地域をつないでいく。

ストップ！滞納

タイヤロックの実施



タイヤロックとは、差し押さえた自動車のホイールを専用装置で固定し、運行を不可能にする装置です。催告に応じない場合、自動車の差し押さえを実施しています。

令和７年度の差し押さえの状況

財産の種類	件数
不動産	3
預貯金	362
給　与	21
年　金	2
生命保険	6
所得税還付金	5
動　産	3
合　計	402

市民の皆さんが納めている税金は、より良いまちづくりのために活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまうと公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。

納期限内に納付した人との公平性を保ち、市税の税収を確保するためにも、市では税法に従い、適正な滞納整理を行っています。

必ず、期限内の納付をお願いします。

納期限内での納付が困難で特別な事情がある場合は、そのまま放置せずに収納課へご相談ください。

税金の納付が遅れると…

延滞金が加算

納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じた延滞金が加算されます。

令和８年の延滞金の率は、９・１％（納期限後１カ月以内２・８％）の割合です。

税金を納めずにいると…

強制換価処分の対象に

公売などの強制処分は、大切な市税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。

滞納処分までの流れ

①督促状の発送
納期限を過ぎても完納されない場合は督促状が送付されます。

②催告
督促状が送付されても納税がない場合、電話や文書により催告を行う場合があります。

③財産調査・捜索
金融機関や勤務先、取引先などに対し財産調査を行います。また、自宅や事務所を捜索する場合もあります。これらは国税徴収法・地方税法に基づき実施され、個人情報保護法の適用は受けません。

④財産差し押さえ
督促状が発送されてから、10日を経過しても完納されない場合、財産差し押さえの対象になります。

⑤公売・換価
差し押さえた不動産などの公売や、預金・給与の取り立てを行い、滞納市税に充てます。

問合先／本庁収納課納税G（内線２４５０、２４２２）

市税などの支払いは、納付書に印字されているバーコードをスマートフォン決済アプリで読み取って支払う方法や、口座振替が便利です。
ぜひご利用ください。

滞納Q&A

Q 借金があるから税金が払えません。どうしたらいいですか？

A 税金は、国税徴収法などの法律により、原則として借入金やローンなどの私的債務に優先して納付すべきものとされています。そのため、「借金の返済があるので税金が払えない」という理由で税金の納付を後回しにすることはできません。

支払いが困難な場合は、ご相談ください。

Q 滞納も相続するのか？

A 相続というと、預貯金や不動産などの「プラスの財産」を思い浮かべる方が多いと思います。しかし、相続の対象には、借金や未納となっている税金などの「マイナスの財産（負債）」も含まれます。

そのため、滞納している税金は相続人に引き継がれる場合があります。ご家族に負担を残さないためにも、税金は期限内の納付をお願いします。